

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（素案）  
（第3次ニホンジカ）

秋田県

令和7年3月

## 目 次

第1	計画策定の目的及び背景	- 1 -
1	目的	- 1 -
2	背景	- 1 -
第2	管理すべき鳥獣の種類	- 3 -
第3	計画の期間	- 3 -
第4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	- 3 -
第5	現状	- 3 -
1	生息動向	- 3 -
2	生息環境	- 6 -
3	捕獲状況	- 8 -
4	被害状況及び対策の実施状況	- 12 -
第6	特定計画の評価と改善	- 13 -
第7	管理の目標	- 15 -
1	個体群の生息状況に関する指標と目標	- 15 -
2	農業被害の軽減に関する指標と目標	- 15 -
3	生活環境被害の軽減に関する指標と目標（生態系等に関する事項を含む）	- 15 -
第8	数の調整に関する事項	- 16 -
1	個体群管理の施策の考え方	- 16 -
2	個体群管理の施策の目標と指標	- 16 -
3	個体群管理の施策の実施内容	- 17 -
4	捕獲の担い手確保・育成に関する施策	- 17 -
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	- 17 -
第9	生息環境管理に関する事項	- 18 -
1	生息環境管理の施策の考え方	- 18 -
2	生息環境管理の施策の目標と指標	- 18 -
3	生息環境管理の施策の実施内容	- 18 -
第10	被害防除対策に関する事項	- 19 -
1	被害防除対策の施策の考え方	- 19 -
2	被害防除対策の施策の目標と指標	- 19 -
3	被害防除対策の施策の実施内容	- 19 -
第11	モニタリング等の調査研究	- 19 -
1	管理の目標に対応したモニタリング	- 19 -
2	各種施策の目標に対応したモニタリング	- 20 -
第12	その他管理のために必要な事項	- 20 -
1	特定計画の実施体制	- 20 -
2	各主体の役割分担と連携	- 21 -
3	鳥獣被害防止計画との調整	- 21 -
4	錯誤捕獲対応の実施体制等	- 22 -
5	感染症及び安全対策の実施	- 22 -

## 第1 計画策定の目的及び背景

### 1 目的

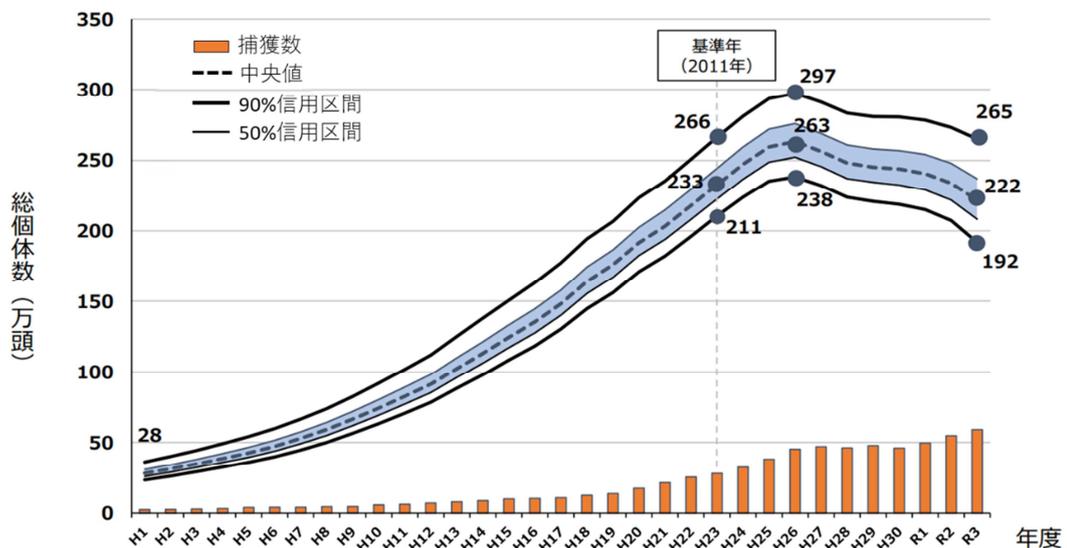
本県に生息するニホンジカについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、群れとして安定的に生息することを防ぎ、農林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に抑えることを目的とする。

### 2 背景

#### (1) 全国の状況

環境省の調査により、昭和53年度から令和2年度までに全国の分布域が約2.7倍に拡大していることが確認された。東北地方では岩手県五葉山周辺や宮城県牡鹿半島・金華山周辺と限定した地域で生息していたが、平成15年度以降は分布域が急速に広がり、平成21年には日本海側の秋田・山形両県で交通事故による死亡個体が相次いで確認された。

本州以南における推定個体数は、平成元年度から平成26年度までに約9倍に増加し、約263万頭（中央値、90%信用区間で約238～297万頭）に達した。その後減少に転じ、令和3年度には約222万頭（中央値、90%信用区間で約192～265万頭）と推定されている。また、捕獲数も年々増加し、近年は60万頭で推移している。（図-1）。



※ 令和3(2021)年度の自然増加率の推定値は、中央値1.20(90%信用区間:1.17-1.23)

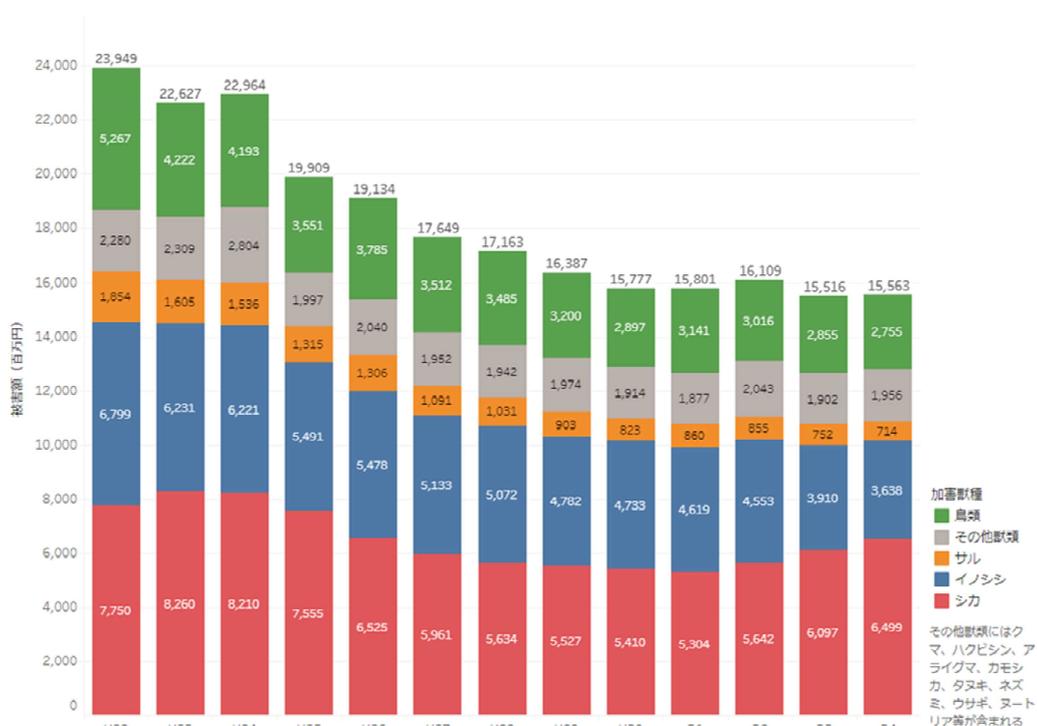
※ 令和3(2021)年度の北海道の推定個体数は、東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3~20万頭(北海道資料)

図-1 ニホンジカ（本州以南）の推定個体数と捕獲数の推移（環境省 2023）

野生鳥獣による農作物被害額については、令和4年度で約156億円（農林水産省 2023）となっており、そのうちニホンジカによるものは約65億円で、全体の約4割強

を占めている。また、ニホンジカが高密度で生息する地域では、過度の採食圧により、植生や土壌、様々な動物種に負の影響を与えている。

こうしたことから、平成25年12月に環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、本州以南のニホンジカは平成23年度の推定生息頭数を10年後の令和5年度までに半減させること（約116万頭）を当面の目標とし、令和2年度から「集中捕獲キャンペーン」を実施するなど捕獲強化対策を行った。平成27年度以降、推定生息数は減少に転じたものの、令和3年度には約222万頭（中央値）と令和5年度の半減目標達成は難しい状況であった。そこで、令和5年9月に、目標年を5年延長し令和10年までに半減させることを新たな目標とし、ICT技術などを活用した効率的・効果的かつ集中的な捕獲対策事業を実施するなど、更なる捕獲対策の強化を推進している。



図－2 野生鳥獣による全国の農作物被害金額の推移  
(農林水産省ウェブサイトより)

## (2) 本県の状況

本県では江戸時代までは各地に生息していたが、その後、狩猟圧などにより昭和初期までに絶滅したと推測されている。その後長らくニホンジカは確認されていなかったが、平成21年6月に仙北市角館町で交通事故による死亡個体が収容されて以降、各地で目撃や死亡個体の件数が増加し、令和5年度は219件、255頭の見撃等の情報が寄せられている。

また、捕獲についても令和元年度までは数頭程度だったものが、令和2年度以降は徐々に増え、令和5年度には77頭に及んだ。

農作物被害は平成 29 年度から認められ、令和 4 年度の被害額は 85 万円となっている。

目撃等の情報には、オスだけでなく幼獣（0 歳）連れのメスも含んでおり、また、積雪期に集団で生息する報告もあることから、ニホンジカによる定着・繁殖が進んでいるとみられる。

## 第 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*：以下「シカ」）とする。

## 第 3 計画の期間

県内においてシカは、目撃やトレイルカメラ（以下「カメラ」）による群れの情報が増え確実に定着・繁殖が進んでいると推測される。今後、個体数が短期間で急激に増加する恐れがあり、状況に応じて対策を講じる必要がある。このため、本計画の期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、シカの生息状況や社会情勢等に変化が生じた場合は適宜改定を行うものとする。

## 第 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

国指定鳥獣保護区を除く県内全域とする。

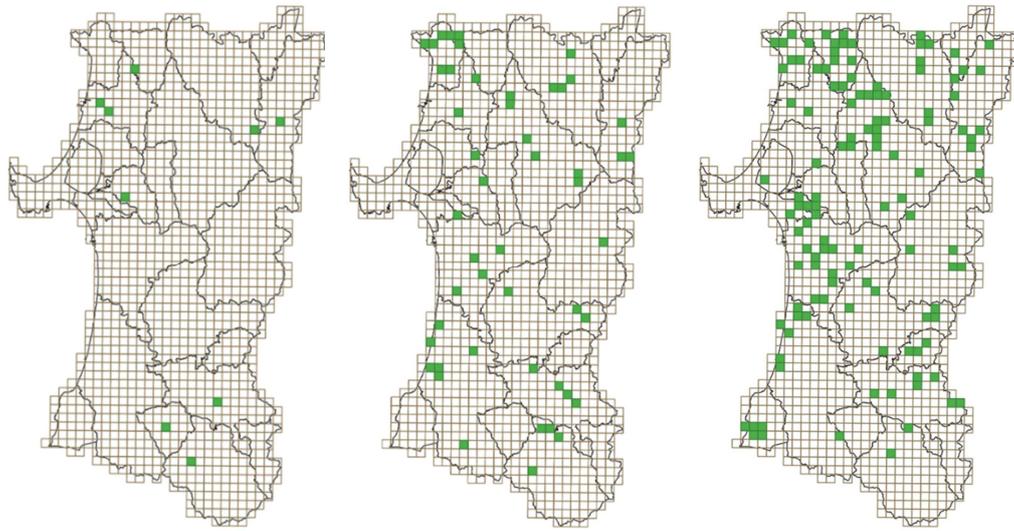
## 第 5 現状

### 1 生息動向

#### (1) 分布状況

県内では平成 21 年 6 月に仙北市で死亡個体が収容され、平成 25 年に横手市で子連れのメスが目撃された。その後、目撃や捕獲箇所は県内全ての地域振興局管内に拡大し、白神山地周辺での目撃や、群れ単位での目撃回数も増加しており、平成 21 年度から令和 5 年度末までで計 1,197 頭の目撃等（目撃、捕獲、死亡、カメラによる撮影個体）の情報が寄せられている（図－3、表－1）。市町村別の累積目撃頭数割合（該当市町村の目撃頭数累積／全県の目撃頭数累積）は八峰町の 13.2%が最も多く、北秋田市 11.2%、仙北市 9.5%と続く。八峰町内では、白神山地におけるシカの生息状況を把握するためカメラを多数設置しているため、シカの撮影頻度が高くなり目撃頭数割合に影響したと考えられる。

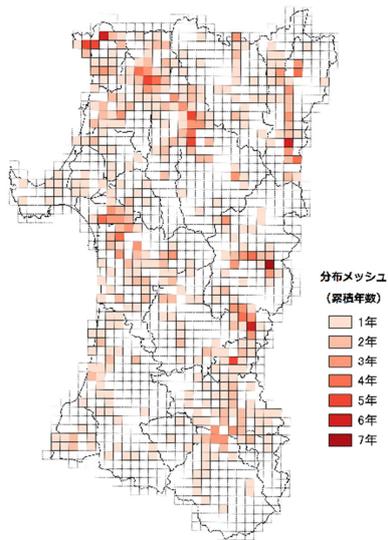
また、県境 6 地域に設置したカメラの撮影結果より、鹿角市寒ノ背峠、仙北市仙岩峠におけるシカの撮影頻度が他地域と比較し高く、これらの県境地域では侵入個体が多いと推測された（図－4）。



平成 25 年度

平成 30 年度

令和 5 年度



累積

図-3 シカ目撃等（捕獲含む）箇所の推移（3km メッシュ）

表-1 目撃数と捕獲数の推移

(単位：頭)

年度	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	計
目撃頭数	2	3	3	17	9	30	39	87	84	82	78	87	109	170	178	978
捕獲頭数	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	3	30	57	47	77	219
合計	2	3	3	17	9	30	40	88	85	84	81	117	166	217	255	1,197

※目撃数には死亡個体を含む

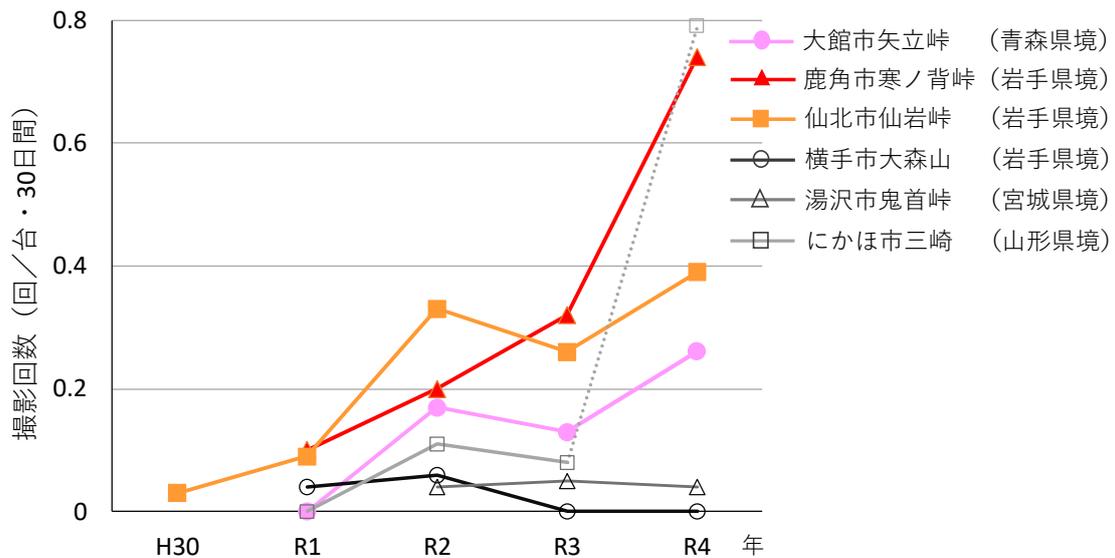


図-4 県境6地域におけるニホンジカの撮影頻度 (菅原・長岐 2022 改変)

※1地域のカメラ台数：5～7台、1回の撮影時間：10-15秒。

※連続撮影の場合、最後の撮影日時より1時間以上経過後の撮影を新たな回数とし、それまでの複数撮影は1回とした。

※にかほ市三崎の令和4年度年の結果には、9～11月に4尖オス同一個体の定着による撮影も含むため破線としている。

※オスの角は毎年3月頃に脱落し新しく生え替わる。誕生年に角はなく、翌年の1歳時に1本角が、その翌年の2歳時には枝分かれした2枝（2尖）の角が、3歳時には3枝（3尖）、4歳以上では4枝（4尖）の角を形成する。

## (2) 生息密度

痕跡密度を生息密度の指標とし、令和4年度から行っている捕獲対象地（越冬箇所）探索調査のうち令和5年度の一部と令和6年度の結果を示す（表-2）。両年の痕跡調査は例年の融雪時期にあたる5月に行ったが、令和5年度は融雪が早く開葉後の調査となったことから、令和5年度は痕跡の発見確率が低かった可能性がある。両年を単純に比較できないものの、両年同地区で行った5地区のうち4地区で、令和6年度の痕跡密度が高くなった。

また、仙北市や北秋田市の一部の地区が他地区より痕跡密度が高く、前述の累積目撃頭数割合と同様の傾向を示した。

表－2 ニホンジカの痕跡（食痕・糞）密度

地区名	踏査延長 (km)	R6ニホンジカ 痕跡数	R6痕跡密度 (箇所/km)	R5痕跡密度 (箇所/km)
鹿角市八幡平	4.88	1	0.205	0.265
大館市十二所	5.10	6	1.176	—
北秋田市七日市	5.98	15	2.508	—
北秋田市摩当	4.44	3	0.676	0.000
北秋田市浦田	4.23	9	2.128	0.236
にかほ市大砂川	4.02	3	0.746	—
仙北市生保内	4.26	16	3.756	—
大仙市中仙太田	4.89	12	2.454	0.204
美郷町黒沢	5.23	2	0.382	0.000

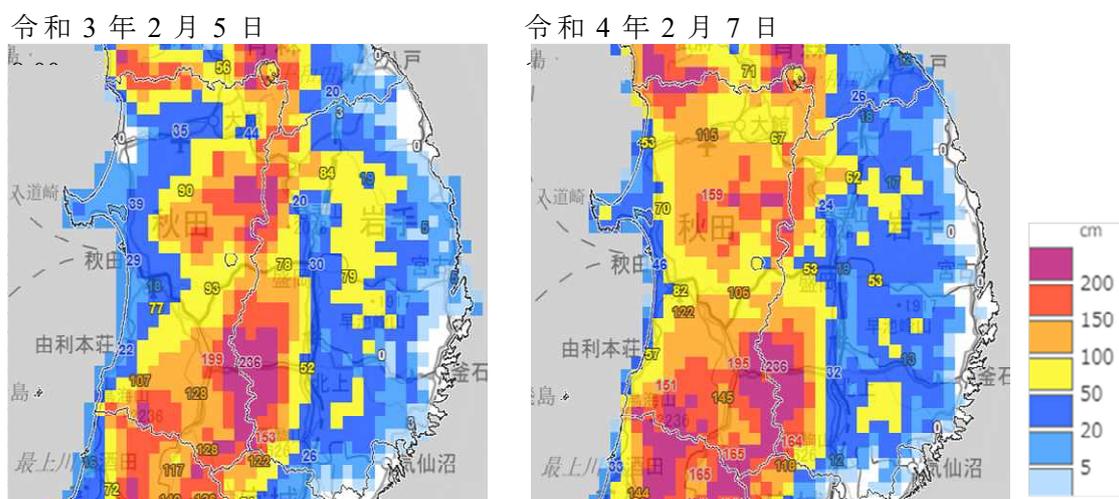
※痕跡調査の実施時期は融雪直後。

※「R5痕跡密度」の「—」は、未実施を示す。

## 2 生息環境

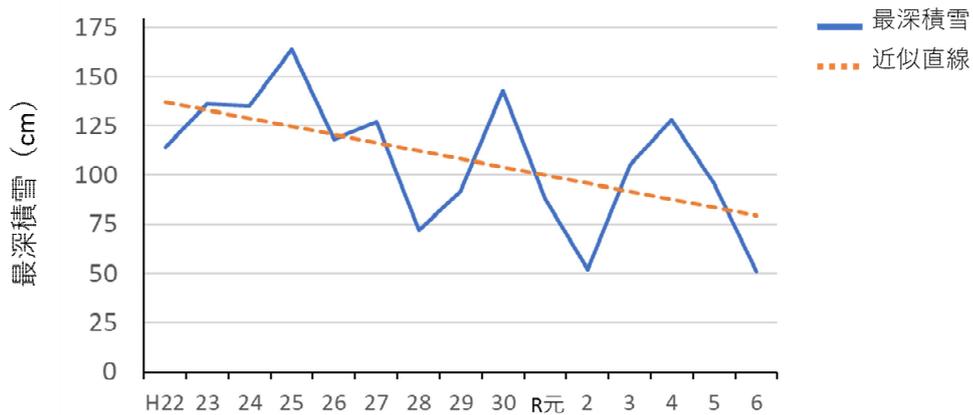
### (1) 自然環境

シカは、積雪深約 50cm 超で多くの餌植物が埋雪し採食制約を、約 100cm 超で歩行困難となり行動制約を受けるとされ、生息密度は積雪の状況により大きな影響を受けると推測される。近年、横手市で最深積雪が約 200cm となった令和 3 年、4 年の県内積雪深状況を図－5 に示す。積雪深 100cm 超となったのは白神山地、十和田湖周辺、森吉山から八幡平にかけての山塊、朝日岳以南から栗駒山の奥羽山脈、横手から湯沢周辺の仙北平野、栗駒山から鳥海山までの山形県境であった。これらの領域では他の領域と比べ越冬が困難と判断された。また、積雪深 50cm 超から 100cm 以下となったのが花輪から大館を経由し能代までの米代川沿い、田沢湖から角館、大曲にかけての玉川沿い、大曲から秋田までの雄物川沿いであり、積雪深 50cm 以下となったのが海岸部であった。これらの領域では今後、生息密度が高くなる可能性がある。



図－5 令和 3－4 年横手市最深積雪日における県内の積雪状況（気象庁 web の積雪深状況）

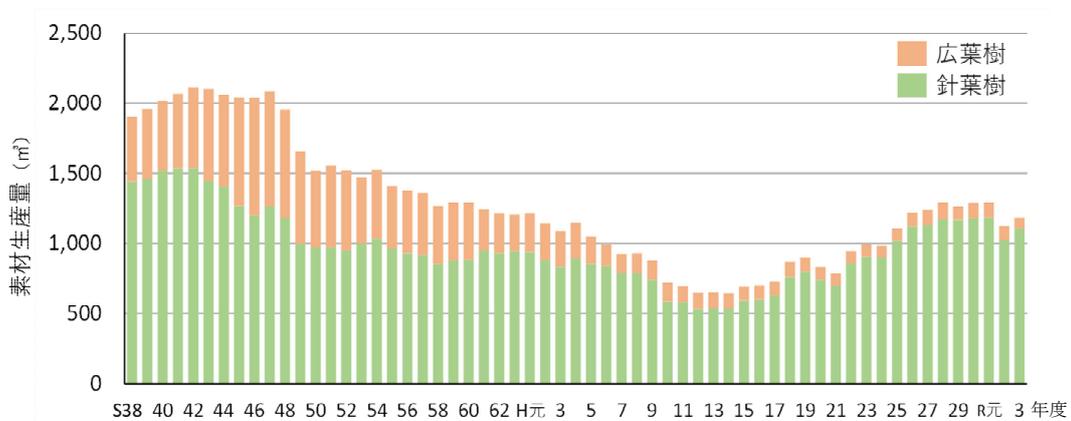
また、近年は気候変動等の影響により、多雪地での積雪量が減少傾向と考えられ、積雪による移動への影響も低下している可能性が指摘されている。県内でシカの越冬が確認されている田沢湖地区に最寄りの角館気象観測所でも、積雪の減少傾向が確認できる（図－6）。また、積雪地域では大雪時の避難場所として、または天敵からの隠れ場所としてスギ壮齢林などの針葉樹林を利用することが知られている。県内に広く分布しているスギ人工林が積雪の影響を緩和し、生息域の拡大に寄与していることも考えられる。



図－6 角館気象観測所における最深積雪の推移

## (2) 土地利用等

シカの個体数増加要因の1つに森林の伐採量の増加があげられる。皆伐や間伐などの施業は、森林内の光環境を良好にし、餌となる植物量を増加させる。図－7に県内における素材生産量の推移を示す。素材生産量は、高度経済成長期の末期とともに昭和42年度をピークに減少してきたが、標準的な伐期の50年を迎えたスギ林分が増えたことに伴い、平成15年度から再び増加に転じた。シカにとって個体数増となる環境が増えつつある。



図－7 秋田県における素材生産量の推移（秋田県林業統計時系列版Ⅷ）

また、近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、耕作放棄地が増加しており、過去10年間で荒廃農地が約3倍に増えている(図-8)。こうした場所がシカの生息に適した環境になることも考えられる。

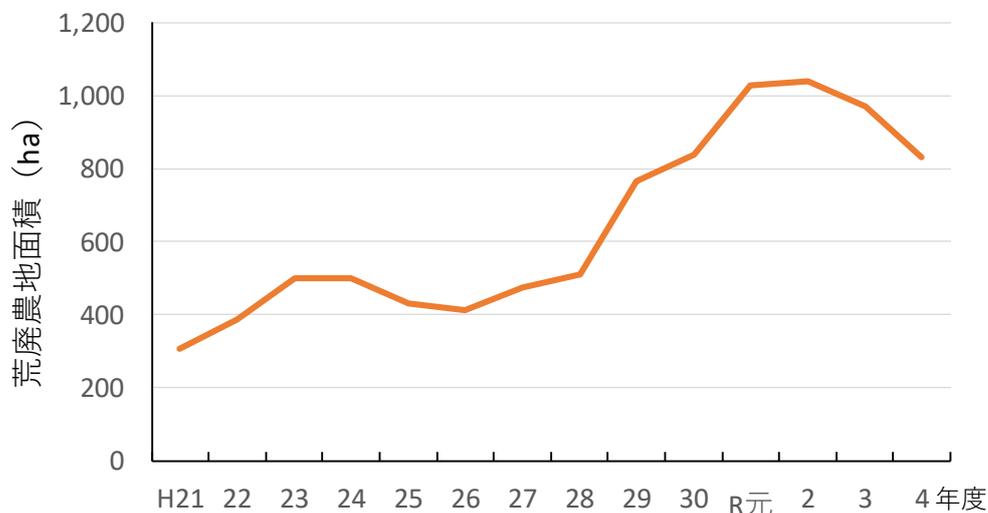


図-8 県内における荒廃農地面積の推移 (農林水産省資料)

※荒廃農地面積=A分類(再生利用が可能な荒廃農地)+B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)  
 ※令和3年以降の荒廃農地面積については、主に①都道府県への非農地判断の徹底通知、②調査の一本化及び調査内容の見直し、③ドローンの導入等による調査精度の向上の影響により特にB分類が減少したため、前年度までの合計値の単純比較はできないことに留意されたい。

### 3 捕獲状況

#### (1) 捕獲の現状と動向

本県において、シカは平成27年12月に仙北市田沢湖で初めて狩猟により捕獲され、その後は数頭で推移していたが、令和2年度から増え始め、令和5年度には平成21年以降最多の77頭となった(表-1)。

令和5年度における捕獲区分の内訳は、狩猟による捕獲が34頭、有害鳥獣捕獲による捕獲が33頭、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業によるものが9頭、学術捕獲による捕獲が1頭となっている。また、捕獲手法別の捕獲数は銃47頭(61%)、くくりわな26頭(34%)、箱わな1頭(1%)、その他(交通事故個体への止め刺し)3頭(4%)となった(図-9)。

令和元年度から5年度までのくくりわなによる捕獲数と割合を表-3に示す。くくりわなによる捕獲数は令和元年度には0頭であったが年々増加し、令和5年度には26頭の33.8%まで増加した。

さらに、令和5年度の市町村別捕獲数は、北秋田市16頭(21%)、仙北市15頭(19%)、美郷町10頭(13%)となっており、前述の市町村別の累積目撃頭数割合と同様の傾向を示した。

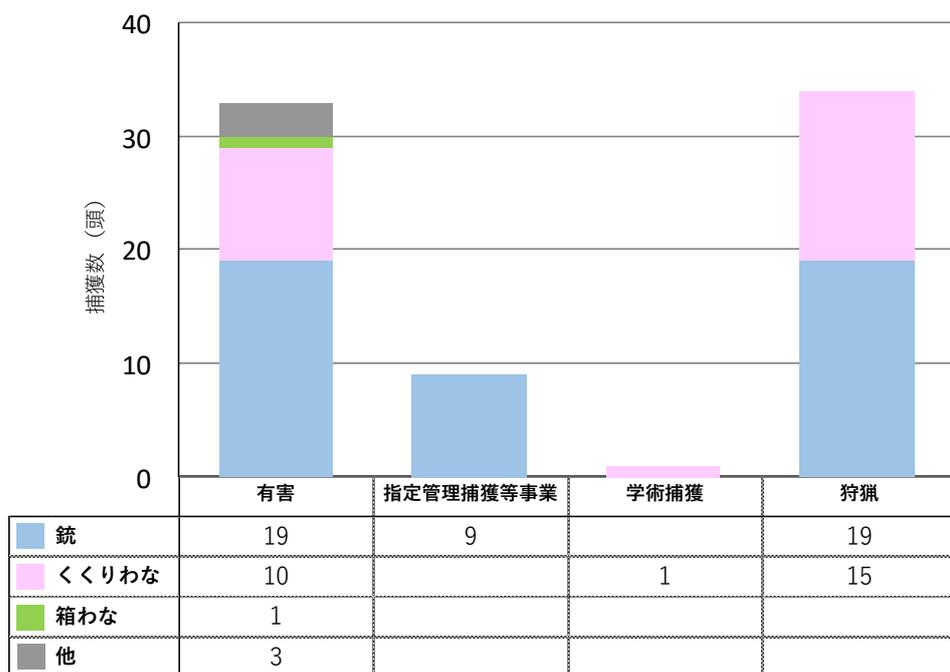


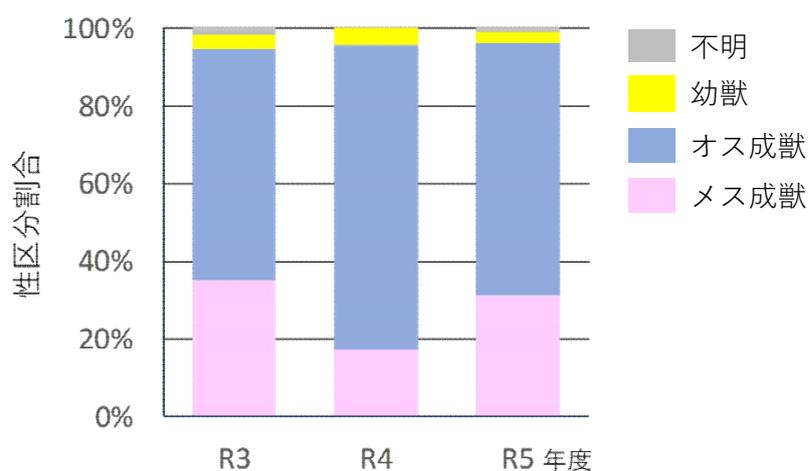
図-9 令和5年度捕獲方法別の捕獲数

表-3 秋田県内におけるくくりわなによるシカの捕獲数の推移

年度	捕獲総数	内くくりわな捕獲数	割合
R1	3	0	0.0%
R2	20	1	5.0%
R3	57	3	5.3%
R4	47	14	29.8%
R5	77	26	33.8%

(2) 捕獲個体に関する情報

令和3年度から令和5年度までの捕獲されたオス成獣、メス成獣、幼獣（当年仔）等の性区分捕獲割合を図-10に示す。年によって変動はあるもののオス成獣割合は69～79%となった。メス成獣の割合は17～35%で、幼獣の割合も約3～4%と一定で推移しており、県内においてメスの定着、繁殖が進んでいると判断される。今後、メス成獣あるいは幼獣の割合が急激に増えるおそれがあり、性区分割合の変化を注視する必要がある。



※30kg未満の個体を幼獣区分とした。

図-10 令和3～5年度の性区分捕獲割合

令和5年度の月別捕獲数の推移を表-4に、令和5年度の捕獲数77頭に交通事故死個体2頭を加えた79頭の性別体重別捕獲数を表-5に示す。表-4より出産を終え秋季にメス仔が集団化する10月から12月にかけて捕獲数が高くなった。また、表-5より体重30kg未満の幼獣は2頭(3%)と少なく、100kg以上の個体はオス8頭(10%)、メス頭(1%)とオスが多かった。体重の実測値最大は令和5年11月9日に捕獲したオスで125kgだった。

表-4 令和5年度月別捕獲数

(単位：頭、%)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	不明	計
頭数	1	4	0	3	4	7	12	22	12	5	4	2	1	77
割合	1.3	5.2	0.0	3.9	5.2	9.1	15.6	28.6	15.6	6.5	5.2	2.6	1.3	

表-5 令和5年度性別体重別捕獲数

体重 (kg)	オス	メス	合計 (%)
～30未満	1	1	2 (3%)
30以上50未満	4	8	12 (15%)
50以上100未満	39	17	56 (71%)
100以上	8	1	9 (11%)
計	52	27	79
(%)	(66%)	(34%)	

※体重は実測値のほか推定値も含む

(3) 捕獲の担い手に関する状況

本県ではシカの生息が長期間確認されておらず、シカの生態や捕獲技術に精通した狩猟者がほとんどいなかった。また、積雪地域であるため狩猟期間である冬季の捕獲に不向きなくくりわなを用いる機会もなかった。このため、令和2年度からくりわなの捕獲技術研修会を毎年各地で開催してきた。

この結果、令和2年度は銃による捕獲がほとんどだったが、徐々にくりわなによる捕獲数が増加し、令和5年度の捕獲率は全捕獲数の約30%に達した。

表－6 捕獲手段別の捕獲数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	合計
銃	19	53	31	47	150
くりわな	1	3	14	26	44
箱わな		0	0	1	1
その他		4	2	3	9
合計	20	60	47	77	204

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高めるためには、若い狩猟者の育成・確保が必要である。本県では狩猟免許試験の回数増や休日開催のほか、平成29年度から狩猟免許取得や銃の購入経費に対する補助を実施しており、令和5年度までの7年間で延べ374人、626件の助成を行っている。これらの施策により、狩猟者登録数の減少に一定の歯止めをかけることができていると考えられる(表－7、図－11)。

表－7 新規狩猟免許合格者の推移

(単位:人)

年度	H15	H20	H25	H30	R元	R2	R3	R4	R5
狩猟者登録数(件)	3,255	2,537	1,758	1,700	1,689	1,694	1,751	1,776	1,727
免許合格者数(人)	72	33	61	165	151	167	187	172	173

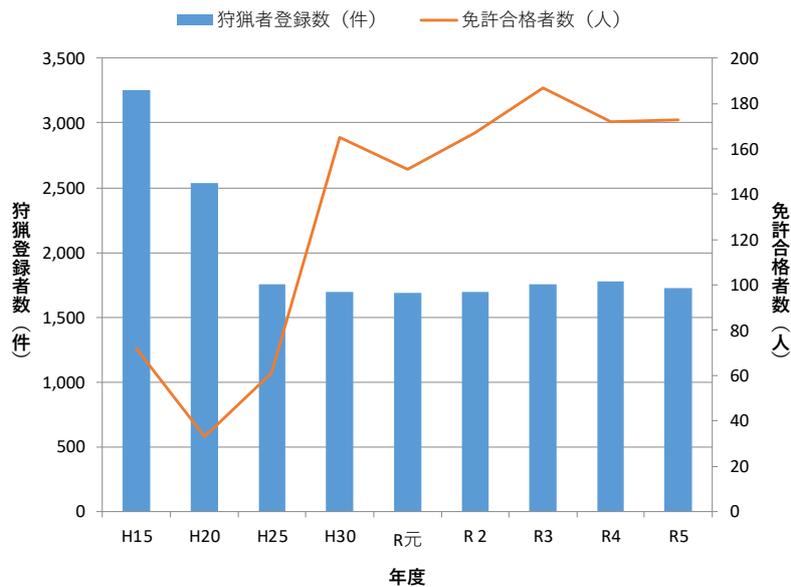


図-11 狩猟者登録数と狩猟免許合格者の推移

#### 4 被害状況及び対策の実施状況

##### (1) 被害発生の際と現状

本県におけるシカの農業被害は、平成27年6月に大仙市で確認され、その後は同市と隣接する仙北市も含め数件の発生にとどまっていたが、平成28年度には能代市でも被害が確認されている。

いずれも被害は小規模であったため、被害額等は計上されていなかったが、平成29年度から水稲への被害が発生し、令和5年度は県内各地で大豆、枝豆、リンゴ、水稲に被害が確認されている（表-8、図-12）。

ただし、本県においてはシカの生息密度よりもカモシカの生息密度が高いと考えられるため、実際はカモシカによる被害が混在していることも考えられる。

表-8 ニホンジカによる農作物被害推移

(単位：ha、千円)

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被害実損面積	-	0.35	0.01	0.15	1.64	2.29	12.1	5.23
被害金額	-	4	16	125	494	394	853	211

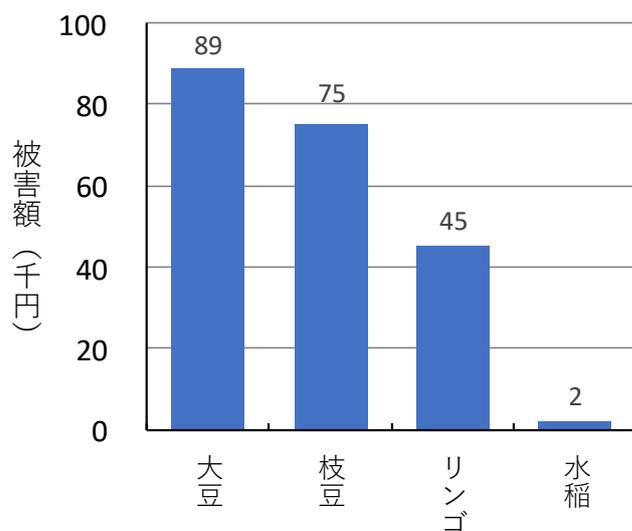


図-12 令和5年度農作物別の被害額（千円）

## (2) 被害防除対策の実施状況

一部の市町村では有害鳥獣捕獲が実施されているが、農業被害がまだ局所的、かつ小規模であるため、農家側も深刻に受け止めずに特段の対策を行っていない状況が見受けられる。

ただし、カモシカの被害対策として行われている耕作地周囲へのネット設置は、一定程度シカの被害防除にも寄与していると考えられる。

また、全市町村で被害防止計画の対象獣種として指定しており、鳥獣被害防止対策総合事業等を活用し、鳥獣被害防止の対策を実施している。

## 第6 特定計画の評価と改善

第1次特定鳥獣管理計画では、農林業被害等の目立った影響がない安定した状態を維持することとして、捕獲圧をかけるとともに、シカが住みにくい環境整備を進めていくこととしていた。

捕獲圧の強化に向けては、令和2年度から狩猟期間の拡大（11月15日から2月15日を11月1日から3月15日に拡大）を実施した。令和3年度から5年度までの延長した期間内（11月1日～14日および2月16日～3月15日）の捕獲数と狩猟捕獲数に対する割合は、令和3年度で16頭、57.1%、令和4年度で7頭、35.0%、令和5年度で8頭、23.5%となり多雪年ほど2月16日～3月15日の捕獲数が増え延長期間中の捕獲率が高くなり、期間延長の効果が認められた（表-9）。

表－9 延長した狩猟期間における捕獲数と最深積雪（第2期計画期間内）

単位：頭、cm

年度	11/1 ～11/14	2/16 ～3/15	計 (A)	A/B	狩猟期間内 の捕獲総数 (B)	角館気象 観測所の 最深積雪
R3	2	14	16	57.1%	28	128
R4	3	4	7	35.0%	20	96
R5	8	0	8	23.5%	34	49

第2次特定鳥獣管理計画では、第1次計画の方針を継続するとともに、捕獲技術向上のためにわな捕獲講習会の開催や、研究機関と協力し捕獲効率のよい冬季の定着地、いわゆる越冬箇所探索と、囲いわな等による集団捕獲を試行してきた。

捕獲技術向上のための研修会として、くくりわな捕獲技術研修会を令和2年度から毎年実施してきた。令和2年から令和6年までの5年間で、22地域において開催し、延べ469名が参加した。くくりわなによる捕獲数は、令和元年度の0頭から年々増え令和5年度には26頭（捕獲全数に対する割合33.8%）となり、講習会開催の効果があつたと推定される。

一方、越冬箇所については、林業研究研修センターや森林総合研究所東北支所の協力を得て、県内5地域で確認した。中でも田沢湖周辺は4群が異なる箇所越冬し、推定個体数は35～65頭と最も多い（図－13）。越冬箇所は、多くの餌植物の埋雪により採食可能な箇所に限られてシカが集団化することから、多雪地域において効率的な捕獲箇所と推定される。

これらの越冬箇所周辺では、令和4年度より指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施した。令和5年度までの2年間で計24頭を捕獲したものの、捕獲総数に対する割合は18.9%と高いとは言えない。これは少雪年の令和5年度に、積雪による行動制約が緩和され当該事業の主な捕獲方法である銃猟に負の影響があつたことや、シカが積雪深に応じて越冬箇所を変えることが要因と推測された。

また、囲いわなによる集団捕獲に関しては、多雪年の令和3年3月に田沢湖北岸のスギ林に設置した囲いわなによって成獣オス一頭の捕獲実績にとどまっている。本県のような低密度下では、餌となる下層植物の採食可能量が充分あり、わな内に設置した固形牧草等への誘引効果が小さく、わな内部まで誘引できなかつたためと推測された。

引き続き研究機関と連携し、積雪深に応じた効率的な捕獲方法や、誘引方法を改良し、集団捕獲技術を確立するための試行を継続することとしている。

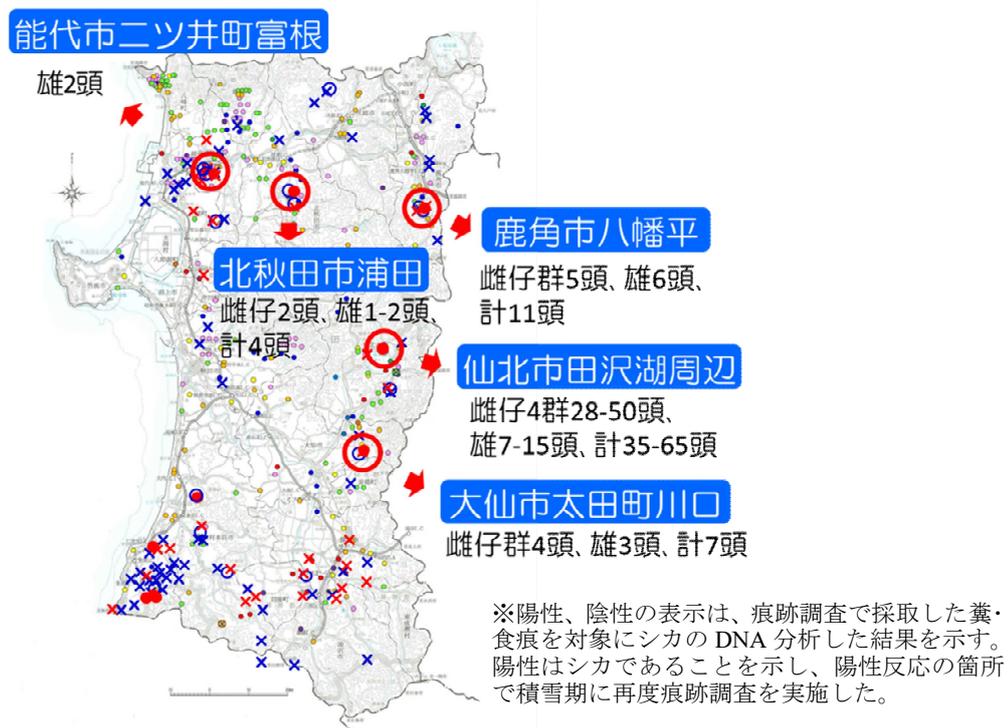


図-13 生息痕跡とカメラの撮影結果より推定されたシカの越冬箇所と生息頭数  
(林業研究研修センター「研究スポット」2024より)

## 第7 管理の目標

### 1 個体群の生息状況に関する指標と目標

本県は100年にわたりシカが生息しない環境下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域であるが、シカは放置すると過剰に増加し、農林業被害の拡大を招くだけでなく、生態系や生物多様性、景観を回復困難なほどに改変するおそれがある。

このため、本計画ではシカが群れとして安定的に定着しないよう捕獲圧を強化することで、個体数の増加、分布の拡大を抑制していくことを目標とする。

### 2 農業被害の軽減に関する指標と目標

本県ではシカによる農作物への被害はまだ局所的な発生にとどまっているが、県内各地で豆類や水稲などの被害が発生しており、今後、更に生息頭数が増加することに伴って農林業被害も増加することが懸念される。

このため、本計画では農業被害（面積）を現状から低減させていくことを目標とする。

また、被害防除の取組と併せて、農地周辺の生息密度を低減することも必要であることから、有害鳥獣捕獲についても取り組んでいくものとする。

### 3 生活環境被害の軽減に関する指標と目標（生態系等に関する事項を含む）

本県ではシカによる生活環境被害は発生していないため、指標と目標は当面定めな

なお、他県ではシカの生息密度が高くなった結果、食害により植生や景観への影響が発生している。本県においては、越冬地周辺の一部で植生の衰退が確認され（図-14）、今後、シカが定着して生息数が増えた場合には、県内に分布する希少種や地域を特徴づける植生等への影響も発生するおそれがある。このため、シカの生息密度状況等を勘案しながら、植生の衰退度等のモニタリングについて、関係機関と連携しながら検討していく。



図-14 仙北市生保内におけるシカ生息地の植生

左：シカの痕跡が多い林分、右：シカの痕跡が少ない林分、両林分は隣接している

## 第8 数の調整に関する事項

### 1 個体群管理の施策の考え方

第7の1で述べたとおり、本県では長らくシカが生息していない状況が続いてきたが、隣県からの侵入に加えて、一部の地域では集団で越冬していることが明らかになるなど、県内に定着・繁殖し、個体数増加が始まっていると考えられる。

このため、本計画では県内全域で狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲を進めるとともに、主にメス仔群の集団越冬する地域で指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施するなど、個体群の定着を防ぎ、低密度状態を維持する。

### 2 個体群管理の施策の目標と指標

積雪地域では多くの餌植物が埋雪するため、採食可能な箇所が限られることでシカは集団化し、いわゆる越冬箇所を形成する。また、積雪による行動の制約も認められることから、越冬箇所は捕獲に適していると推測される。そこで、融雪直後の痕跡から県内の越冬箇所を把握し、当該箇所において積雪期に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

越冬箇所では集団化により嗜好性の高い植物種を中心に激しい食痕が認められ、シカの侵入初期では最も早期に食性変化が起きると想定される。そこで、越冬箇所において嗜好性植物を中心に、採食による衰退度を指標としてモニタリングする。モニタリング対象とする嗜好性植物や衰退度状況については研究機関と協議のうえ定める。

また、シカ個体群の動態はメス成獣比率により予測でき、50%に近づくと急激な個体数増加の可能性があることから、対策を講ずる時期の判断材料となる。よって、捕獲個体のメス成獣比を指標としてモニタリングする。

### 3 個体群管理の施策の実施内容

個体群管理のための捕獲圧の強化を以下の(1)～(3)により図ることとし、捕獲に当たっては、出猟カレンダーによる努力量と捕獲効率の把握とともに、捕獲調書により捕獲個体の情報収集を行い、施策の検証に活用していくこととする。

#### (1) 狩猟による捕獲圧強化

狩猟行為による捕獲圧の強化を図るため、第1次特定鳥獣管理計画から導入した狩猟期間の延長を継続する。

##### 【狩猟期間】

通常 11月15日から2月15日まで

延長 11月1日から3月15日まで

また、必要に応じて鳥獣保護区内でもシカの捕獲が可能となるよう、その他の鳥獣への影響も鑑みながら、鳥獣保護区を法第12条第2項に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域(狩猟鳥獣の捕獲を禁止するが、例外として捕獲可能な狩猟鳥獣を指定できる区域)に変更し、捕獲を推進していくものとする。

#### (2) 有害鳥獣捕獲による捕獲圧強化

有害鳥獣捕獲については市町村が主体となって狩猟期間以外(3～10月)を中心に実施しているが、定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施するとともに、被害が発生していない地域においても予察捕獲(被害を未然に防止するために実施する有害鳥獣捕獲)を推進する。

有害捕獲にあっては、捕獲位置等についての情報も収集していくものとする。

#### (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲圧強化

第8の5による。

### 4 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

低密度地域である本県においては、無雪期はくくりわなによる捕獲、積雪期は銃猟による捕獲が効率的であることから、くくりわなによる捕獲技術やスラッグ弾にかかる講習会等を実施し、捕獲の担い手確保・育成を図っていく。

また、農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者(市町村、農業協同組合の担当職員等)を育成する研修等を実施する。

### 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

狩猟や有害捕獲に加えて、第8の2により集団化する越冬箇所において個体数抑制を目的とし、次により県が実施主体となる捕獲を実施する。なお、詳細については毎年度策定する指定管理捕獲等事業に関する実施計画において別途定めるものとする。

#### (1) 実施期間

第3の計画の期間内とし、原則として1年を超えないこととする。

(2) 実施区域

第4の第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域で、かつ、第8の2 痕跡調査の結果より越冬箇所と推測される地域とする。

(3) 目標

シカの越冬箇所において捕獲事業を行い、個体数を抑制し群れの定着を防ぐ。

(4) 実施方法及び実施結果の把握並びに評価

委託事業及び直営により実施し、実施結果の把握は委託事業の完了報告等により行う。本事業では、捕獲により対象地のシカの生息密度を低減させることを目標として実施する。また、研究機関と連携し越冬箇所における群れの捕獲技術の実証事業も行う。

評価については秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会において行う。

(5) 実施者

秋田県

第9 生息環境管理に関する事項

1 生息環境管理の施策の考え方

本県ではシカが生息する森林や草地在県土の7割以上を占めていること、高齢化や人口減少の影響で中山間地域における人の活動範囲が減少していることから、全方位的な生息環境管理の実施は難しい状況にある。このため、シカが生息している状況下で農林業被害を防止するためには、人里周辺にシカが寄りつきにくい環境管理を行うことが重要である。併せて、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理を進めていくことも必要となる。

2 生息環境管理の施策の目標と指標

本県では、ツキノワグマの出没防止のため緩衝帯整備を実施しており、この取組はシカも含めた野生鳥獣対策に有効と判断されている（林野庁『森林における鳥獣被害対策のためのガイド H24年3月』より）。ただし、緩衝帯整備については時間の経過とともに植生が回復するため、継続して実施することが重要となる。

このため、生息環境管理として継続的に緩衝帯整備を行う地域があることを目標とする。

<評価指標>

- ・鳥獣被害対策として、継続して緩衝帯整備に取り組む地域がある

3 生息環境管理の施策の実施内容

集落沿いの森林林縁や、集落周辺の藪化した原野等の刈払いを行い、見通しをよくすることでシカも含めた野生動物の出没抑止を図る。また、シカは、耕作放棄地などに繁茂する雑草や廃棄農作物、森林の下層植生などを採餌対象とすることから、集落周辺の除草や森林内の下層植物の刈払い、農地における廃棄農作物の除去など、集落や農地周辺における生息しにくい環境づくりの取組も併せて進めていく。実施に当たっては、農林部局における取組と連携しながら行う。

## 第10 被害防除対策に関する事項

### 1 被害防除対策の施策の考え方

シカによる農業被害の防止については物理的な侵入防止柵や電気柵の設置が効果的であるが、個々の農家による取組に加えて、地域ぐるみや組織的に行う面的な対応がより効果を発揮する。適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止（物理柵、電気柵等）、農地周辺での餌資源を低減することは、加害個体の効果的な捕獲にも有効であるため、加害個体の捕獲等と併せて、こうした被害防除の取組を推進・支援していく。なお、この取組はシカだけに限らず、本県で多いツキノワグマや、シカ同様に分布が拡大しているイノシシによる農業被害への防除にも必要となる。

### 2 被害防除対策の施策の目標と指標

被害防除については、市町村が主体となって取組を進めていることから、これを支援していくものとし、被害防除として電気柵の普及を図りながら、農業被害面積の減を目標とする。併せて、地域における被害防除を進めていくためには、現場で被害対策の指導等を行う職員の存在が重要となることから、鳥獣被害対策の知見を持った職員数の確保を目標とする。

<評価指標>

- ・市町村において電気柵の普及（設置補助事業、研修、設置指導）を実施している
- ・農業被害面積（実面積）の減（R5年度：5.23ha）
- ・鳥獣被害対策の研修受講者数が維持されている（R5年度：のべ96人）

### 3 被害防除対策の施策の実施内容

市町村が主体となった防護柵等による予防を中心に、集落点検と併せて未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等や、シカが出没しないような刈払いなどの環境管理を推進する。

また、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

## 第11 モニタリング等の調査研究

### 1 管理の目標に対応したモニタリング

#### (1) 個体群に関するモニタリング

シカの痕跡密度の調査を実施し、各地域における増減傾向を把握するほか、これまで実施している目撃情報も重要な分布情報であるため、ツキノワグマ等情報マップシステム（クマダス）等を活用し、目撃分布の情報収集を行っていく。

また、研究機関等と協力し、シカの越冬地と推察される場所についての調査を継続し、その際の植生の衰退度などについても調査方法を検討する。

併せて、出猟カレンダー等による捕獲数や捕獲効率、目撃効率等も個体群に関するモニタリングに活用する。

#### (2) 農業被害の軽減に関するモニタリング

毎年の被害状況について情報収集するほか、農林部局と協力して被害防除対策の実施状況等を把握する。

2 各種施策の目標に対応したモニタリング

(1) 個体群管理に関するモニタリング

捕獲数等の情報のほか、捕獲個体の性別、齢区分、成獣メスの捕獲状況等を捕獲調書から把握する。併せて、出猟カレンダー等により捕獲情報の収集を行う。

(2) 生息環境管理に関するモニタリング

シカが集団で越冬する地域において下層植物の衰退状況について、研究機関等と連携し情報収集を行う。

また農地周辺における生息しにくい環境づくりの取り組みについて内容や箇所数などの情報収集を行う。

(3) 被害防除に関するモニタリング

農林部局と連携し、市町村における被害防止対策の実施状況について実績等を把握する。

第12 その他管理のために必要な事項

1 特定計画の実施体制

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、個体群管理や被害管理等の施策の実施に取り組む(図-15)。

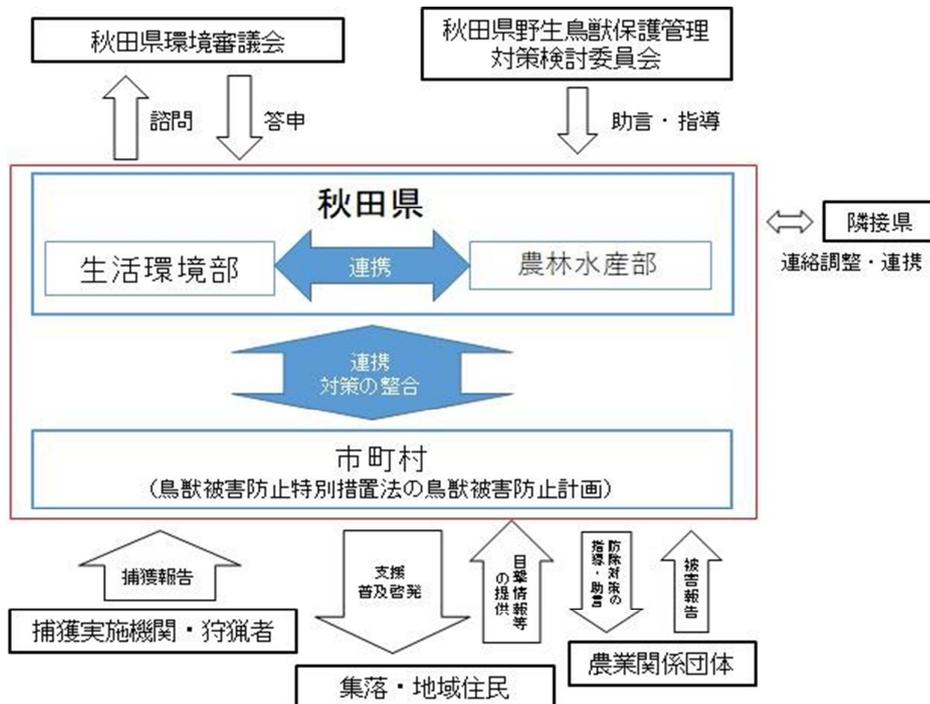


図-15 管理の実施体制図

## 2 各主体の役割分担と連携

### (1) 県の役割

自然保護課は本計画を策定し、県全体の管理目標を設定する。そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。なお、自然環境（景観含む）対策や農林業被害対策については農林部局と分担して実施する。

また、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合性が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

併せて、シカは白神山周辺や他県にも広域的に分布していることから、国の関係機関や隣接県との連携を図る。

加えて、これらの取組状況や調査結果などを広く県民に公表し、シカ対策についての考え方や取組についての普及を図る。

### (2) 市町村の役割

農林業被害については被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、その他市町村が管理する区域においても、モニタリング等の状況把握や被害対策を行う。

有害鳥獣捕獲等の結果に関する情報は、個体数など個体群動向等の重要な基礎資料となることから、定期的に県に報告する。

### (3) 集落・地域住民の役割

個々の農地は地域住民が、集落全体は集落が主体的に被害防除対策を実施する。

なお、個々の農業従事者が対策を実施するよりも集落ぐるみで対策を実施することが効果的な場合については、行政と連携しながら取り組むものとする。

具体的には防護柵の設置・管理、やぶの刈払い、誘引物（廃棄農作物や放棄果樹の管理）の除去は集落・地域住民が主体となって行う。

その他、目撃情報等について県や市町村に随時情報提供を行う。

農業協同組合等は組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の情報提供を行う。

## 3 鳥獣被害防止計画との調整

市町村が策定する被害防止計画と本計画は「農林業被害・生活環境被害あつれきの軽減」において共通の目的を有しており、かつ、シカの捕獲区分の一部は実施主体が市町村となることから、両計画における施策について整合を図っていくものとする。

具体的には、痕跡密度や捕獲状況など俯瞰できる情報をとりまとめる県が、それらの情報を提供し、市町村における被害防止計画の策定を支援する。

また、市町村は鳥獣被害防止計画に基づき、県から提供された情報やこれまでの事業実績、確保可能な予算等を踏まえて被害防止に必要な捕獲に努める。

県は市町村による有害捕獲状況や、狩猟による捕獲数を考慮した上で、指定管理事業

等による捕獲圧強化の目標を設定する。

#### 4 錯誤捕獲対応の実施体制等

今後、わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生（特にツキノワグマがわなにかかった際の人身事故の発生）が懸念されるため、錯誤捕獲が起りうる事態を想定した危機管理に関する技能や知識の普及を図っていくこととする。

##### (1) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲従事者等への指導の徹底を図ることとし、くくりわなを使用する場合は、以下の措置をとることとする

- ① くくりわなの設置後は原則として毎日見回りを行い、足跡等の痕跡からツキノワグマ等の利用の有無を確認する。
- ② くくりわなを設置した付近で、特にツキノワグマの利用が確認された場合は、くくりわなを移動又は撤去する。
- ③ 原則として、ツキノワグマの冬眠期間（概ね12～3月）を除いて、米ぬかをくくりわなの誘引餌として使用しない。

##### (2) 放獣体制の整備等

錯誤捕獲が発生した場合は、速やかに市町村、もしくは最寄りの地域振興局農林部森づくり推進課へ連絡するものとし、関係者で対応を協議しながら放獣等を実施することとし、その体制整備に努める。

また、ツキノワグマの放獣については秋田県特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）によるものとする。

#### 5 感染症及び安全対策の実施

##### (1) 防疫措置の実施内容及び実施体制、状況把握

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う可能性があるため、シカの捕獲であっても十分に感染症の防疫に留意することについて注意喚起を図っていく。

##### (2) 人獣共通感染症への注意喚起

シカとの人獣共通感染症としては、ダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の感染症や、糞尿や血液等と直接接触によるQ熱（コクシエラ菌）、加熱不足の肉等の摂食によるE型肝炎などの感染症がある。こうした感染症を防ぐためにも、捕獲に従事する際にはダニに刺されにくい服装等で臨むことや、解体作業時には手袋を着用すること、肉等を食す場合は十分に加熱することなどを各種研修会等で注意喚起を図っていく。